

平成20年9月16日制定

東京慈恵会医科大学葛飾医療センター登録医規程

第1条（目的）

この規程は、近隣の紹介医と東京慈恵会医科大学葛飾医療センター（以下「病院」という）が医療連携を推進し、相互に協力して患者を中心とする医療を提供することを目的とする。

第2条（資格）

登録医の資格は、第1条の主旨に賛同し、かつ病院長が認めた近隣紹介医とする。

第3条（登録手続き及び有効期間）

1. 病院入退院・医療連携センターより、病院への登録を希望する近隣の紹介医へ必要書類を送付し氏名及び必要事項を記入の上、登録医申請書を病院長に提出する。
2. 病院長は、申請書に基づき審査を行い、登録医として認めた紹介医に認定証を交付する。
尚、認定された登録医については随時、地区医師会に報告する。
3. 登録の有効期間は交付日より当該年度末日までとする。但し、原則登録医本人から辞退申し出がない限り自動更新とする。

第4条（活動内容）

1. 登録医は、自身の紹介した患者に面会し、また診療部長の了解を得て、診療録、検査報告、画像情報などを院内で閲覧することができる。
2. 登録医は、診療部長の了解を得て、検査及び診療を見学することができる。尚、規程を超える領域に対する依頼は各診療科と登録医との話し合いの基、病院長の許可を得るものとする。
3. 登録医は、院内で開催する公開研修会や公開検討会等に参加することができる。

第5条（待遇）

1. 病院は登録医の駐車場を無料で確保するものとする。
2. 東京慈恵会医科大学葛飾医療センターの称号を使用可能とする。

第6条（守秘義務）

登録医は、業務上知り得た事項を他に漏洩してはならない。

第7条（個人情報の保護）

1. 登録医は、業務上知り得た個人情報（以下「個人情報」という）の内容を他に漏洩してはならない。
2. 登録医は、個人情報を病院の許可なく業務以外の目的に使用、複写若しくは複製をしてはならない。
3. 登録医は、個人情報について、紛失等の事故防止に万全を期するものとし、万一事故が発生したときは、速やかに病院に報告し処理するものとする。
4. 病院は患者に係る登録医の活動に対して、事前に患者から同意を得るものとする。なお患者が未成年、もしくは病状により判断能力がない場合は家族から同意を得るものとする。

第8条（遵守事項）

1. 登録医は病院内で登録医証を必ず着用し、病院職員に準ずる諸規程を遵守するものとする。
2. 登録医は、この規程のほか、関係諸法令及び関係規程を遵守しなければならない。

第9条（紛争の処理）

1. 登録医と病院との間で何らかの紛争が生じた場合は、登録医と病院長とが協議し問題解決を図ることとする。
2. 病院長は、登録医が病院にとってふさわしくないと認めたときは、登録を取り消すことができる。

第10条（事務）

登録医に係る事務は、病院の入退院・医療連携センター医療連携室が所管する。

第11条（雑則）

この規程に定めるもののほか、登録医制度運用に関する必要な事項は病院長が別に定める。

附則 この規程は、平成21年2月1日より実施する。

附則 平成24年1月1日一部改正